

## 三重県認知症施策推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 認知症になっても、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での認知症の方への支援に資する効果的な施策を推進するため、三重県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 三重県の認知症施策に関して効果的な実施のための助言
- (2) 市町の認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- (3) 市町の取組に関する助言
- (4) 医療・介護・地域の総合的かつ継続的な支援体制の確立を進めるための検討
- (5) その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (運営)

第5条 推進会議は長寿介護課長が招集する。

### (会議の公開)

第6条 推進会議は公開で行うものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、医療保健部長寿介護課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。